

一、臨時工ハ其雇傭期間ヲ六ヶ月以内トシ各期間ヲ豫メテ雇傭ス 臨時職工ニシテ技術優秀ノ者ハ設備ノ上本職工ニ採用スル 但シ七月卅一爲期トナラケル芝浦工場臨時職工ニシテ今回新ニ採用スル者ニ付テハ三ヶ月以内ニ設備ノ上本職工ニ採用スルコトアルベシ

一、定休日出勤ヲ命シタルトキハ之カ代休ヲ與フルノ制ヲ設クヘシ 但シ此ノ場合ハ豫メ會社ノ許可ヲ受クル事ヲ要シ且ツ其當日ノ賃銀ハ支給セズ

一、定時間外ニ作業ヲ命シタルトキハ之ニ對シ割増賃銀ヲ支給スル様現行規定ヲ改正スヘシ (九月ヨリ行フ)

以上

昭和四年八月五日

沖電氣株式會社

男業して居る。半期一割の配
沖電氣株式會社は産業の合理
の利潤を得やうと計画を立
業上の無理解から盲目的採取
制賃單價及賃銀は極端なる値

件を協議の結果各デパート
四ヶ條提出せし處會社は一考
に於て臨時全従業員職工大會
に決議されたのである。
提出し七月一日正午に要求書

の結束を切り崩すべく勉めた
従業員大會の決議を以て各争
芝浦會館に引き上げた芝浦會
はやむを得ず各方面に東奔西
へたる處直ちに心良く貸與さ

會社は如何に血迷つたか我等
して八十九名の誠首を以て應
る復讐要求解雇絶對反對を以
今回の労働争議を陰に陽に
一蹴したのである。

協調會へ一切一任したのでは
協調會と交渉上會見を許
た。一方争議團は行商隊を
開き戦い續けた。
要求せし二十ヶ條の要求は

八十八名ニ對シ解雇手當金 金二万四千八百〇〇四圓
外金一封(外一名分ヲモフタム)
此レガ分配方法ハ八十九名ニ對シ退職手當支給方法ニ從ヒ分配ス
特別分配金
解雇者ヲ除ク團員一名ニ對シ金三十圓也ヲ三百九十名(年賦還済借入金)ヨリ取メ金拾參圓
也ヲ拾貳名ヨリ取メ(大崎分會別扱トス)

此レガ總額	一一、九二六圓〇〇也
分會補助金	二〇〇圓〇〇也
特別支出額	一五六圓〇〇也
大崎分會補助金	三一四圓八〇也(應援金中ヨリ)
合計	一二、六四六圓八〇

争議會計填末

収入之部

一、爭議資金團員よりの徴収金	一、七五三圓九八
一、應援寄附金	八一七、一二
一、超過支出及貸出金返戻	五六、七〇
一、分會補助金	一九八、九一五
總計	二、八二六、七二五

支出之部

一、會場借入賃及其の費用	五六三、二〇	内(三〇〇圓總同盟)
一、會合費部長會議及各部特別會議	二七一、五六	
一、訪問費及一般交通費	三六八、一三	
一、通信費及印刷費用	一〇五、五八	
一、備品食料費其他購買部使途	七〇二、〇二	
一、購買部編成前使途金額	一九〇、一八	
一、團員救護費備品及藥品	九、〇〇	
一、定期券購入補助金額	一六五、九五	
一、團員及家族救恤金	三五、二五	
一、居職早退者應援者及特別食費	七九、六〇	
一、購買部貸出金	三〇、〇〇	
一、雜費	五九、九五	
一、大崎分會補助金	三一四、八〇	

代 榮 太 馬

正 榮 博 吉 耶

清 長 次 熊 耶 虎